

# 日本新生のための新発展政策

平成 12 年 10 月 19 日

経済対策閣僚会議

## 目次

### 第1部 基本的考え方

1. 景気動向の認識
2. 知恵の社会への飛躍
3. 取りまとめの基本方針

### 第2部 具体的施策

#### 1. 日本新生プラン具体化等のための施策

1. IT革命の飛躍的推進のための施策 ..... 5
  - (1) E-JAPAN構想の推進
  - (2) IT社会の基盤となる制度、施設の整備、技術開発の推進
  - (3) IT普及国民運動の展開を通じたIT利用技能の向上策
  - (4) IT利用の利便性と楽しみを増進させる施策
2. 循環型社会の構築等環境問題への対応のための施策 ..... 9
  - (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備、法運用の的確化
  - (2) 循環型社会構築のための技術開発等
  - (3) 環境産業の振興と環境対応製品の普及
  - (4) その他
3. 活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対応のための施策 ..... 11
  - (1) 高齢者が楽しく暮らせる生活空間の創出
  - (2) 70歳まで働くことを選べる社会
  - (3) 高齢者の健康、社会参画のための研究開発等
  - (4) 介護サービス基盤の整備
  - (5) 高齢者が安心できる制度の確立
4. 便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備のための施策 ..... 13
  - (1) 渋滞解消への抜本的取組み
  - (2) 快適で活力ある街づくりの推進
  - (3) その他

5. 教育・青少年健全育成対策の推進 .....	15
(1) 学校施設の整備等	
(2) 育英奨学事業の充実	
(3) 保育施設の整備	
(4) 薬物乱用防止対策	
(5) 青少年育成・更生対策	
6. 生活基盤の充実・防災のための施策 .....	16
(1) 生活基盤の充実	
(2) 防災、災害復旧のための施策	
(3) 住宅金融対策	
II. 産業新生のための事業環境整備	
1. ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備 .....	18
(1) 企業法制の見直し	
(2) 構造変化に対応した雇用システムの整備	
2. 創造的技術革新のための基盤整備 .....	19
(1) 大学の国際競争力の強化と競争的研究資金の拡充等	
(2) 産学官の連携を促進する人材の流動化の推進	
3. 中小企業対策 .....	19
(1) 金融対策	
(2) 中小企業のIT革命への対応支援	
4. 金融システムの安定化・金融市場の活性化 .....	20
(1) 検査・監督体制の強化	
(2) 金融システムの安定化	
(3) CPのペーパーレス化等	
5. 債権流動化の促進等 .....	21
III. その他	
1. 税制 .....	22
2. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営 .....	22

## 日本新生のための新発展政策

今次の日本新生のための新発展政策は、景気の自律的回復軌道の確立と多様な知恵の時代にふさわしい未来型社会への出発の二つを目的としている。

我が国経済は、一昨年以来の大規模かつ迅速な経済対策により、デフレスパイラルに陥りかねない危機的状況を脱却、昨年春頃を底として緩やかながらも改善しつつある。特に企業部門は好調で、企業収益は拡大し、設備投資は回復している。しかし、雇用情勢は未だ厳しく、消費は一進一退の状況を続けている。こうした状況で、政府がまずなすべきことは、景気に今一押しを活力を加え、しっかりとした自律的回復の軌道に乗せることである。

一方、人類の文明は今、産業革命以来の大変革期を迎えている。規格大量生産型の工業社会から、多様な情報と個性の沸き立つ知恵の社会への飛躍である。我が国が21世紀においても、世界経済の主要なプレーヤーであり続けるためには、この大変革を率先実行しなければならない。今次、新発展政策のもう一つのより重要な役割は、このための構造改革と意識変革の方向を明確にすることである。

以上のような観点から、今次の新発展政策では、未来型社会において特に重要と考える4分野—IT革命の飛躍的推進、循環型社会の構築などの環境対応、活力と楽しみに満ちた未来社会を創る高齢化対策、便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備—に重点を置くことにした。

歴史的な大変革に乗り出すには、既存の制度や慣例に捉われず、実効性の高い政策と実現方法を大胆に採り入れなければならない。今次の新発展政策には、早急に講ずべき財政金融面での施策はもちろん、司法制度の改革や基本法の整備を含め規制改革や企業活動の活性化のための法制度の整備、人的能力の開発と社会的効率向上のための積極的行動、施設と利用面での新たな発展基盤の確立など、斬新な政策体系を盛り込む。

### 第1部 基本的考え方

#### 1. 景気動向の認識

(1) 世界経済は、総じて見れば引き続き拡大基調にある。しかしながら、いくつか

の気懸かりな点が現れている。すなわち、長期好調を続けてきた米国経済の不透明感の増大、経済危機後の急回復期を過ぎたアジア経済の動向、原油価格の上昇とその影響などである。

(2) 我が国経済は、一昨年の緊急経済対策、昨年の経済新生対策をはじめとする各種の経済政策の効果の浸透やアジア経済の回復の影響などもあり、企業部門を中心に緩やかな改善が続けている。しかしながら雇用情勢は、幾分改善したものなお厳しく、消費の動向も一進一退の状況にある。このため、我が国経済全体としては、民間需要を中心とした自律的回復には至っていない。

(3) 加えて、我が国経済には、景気への影響を考える上で気懸かりな点が現れている。雇用面では求人が増加傾向にありながら求職とのミスマッチがあり、改善を遅らせている。企業部門では収益の増加や設備投資の拡大が見られる半面、倒産件数や負債金額が高水準になっている。地価は、地域により差異はあるものの引き続き下落しており、株価もこのところ下落している。過剰設備と過剰債務の問題はなお解消しきれていない等々である。

## 2. 知恵の社会への飛躍

(1) 人類は、18世紀後半の産業革命以来、規格大量生産を基盤とする工業社会の形成に努めてきた。ところが、80年代からはじまった情報化、ソフト化、グローバル化の波は、新しい知恵の値打ちを生み出し、人類文明の方向を大きく変えた。特に90年代前半に米国からはじまったインターネットの急激な発展は、欧州諸国や東アジア、さらにはより広範囲な地域へと拡大、これまでとは違った価値観と人間関係を持つ社会を生み出している。

(2) 世界経済は国境を越えた企業の統合提携、地球規模での情報と資金と人材の交流、全産業へのIT技術の浸透などによって、産業革命以来の大変革期を迎え、新しい発展段階に飛躍しつつある。21世紀における経済と文明の基盤となるのは、盛んな情報交流から生れる知恵の値打ちであろう。

(3) 我が国が、21世紀においても、世界経済の主要なプレーヤーとして、人類の繁栄と平和に貢献するためには、インターネットを中心とするIT革命を先取りするとともに、経済性と倫理観に裏付けられた循環型社会を構築し地球環境問題で他に先んじることが大事である。また、間近に迫った高齢化社会において、活力と楽しさ

に満ちた世の中を形成することは、同じ問題を抱えた諸外国の先駆的存在として、全人類的貢献となるであろう。

(4) 今一つ、構造的な問題として重要なものは都市基盤の整備をはじめとする地域構造の問題である。我が国の地域構造は、規格大量生産型の工業社会に適したように造られているが、多様な知恵の時代という観点から見れば、施設の面でも制度や慣習の点でも立ち遅れが大きい。グローバル化時代は都市の競争力強化と地域構造の効率化が重要であり、そのための制度変更や基盤整備を急がなければならない。

### 3. 取りまとめの基本方針

(1) 今次の日本新生のための新発展政策の主題は、21世紀の多様な知恵の社会にふさわしい経済社会の構造と志向に向って、大変革期に乗り出すことである。そのためにも、我が国の景気をしっかりとした自律的回復軌道に乗せ、盤石の状況を固める必要がある。

(2) このため、現下の状況では、急激な公需の落ち込みを避け、景気を確実に自律的回復軌道に乗せることが急がれる。この場合、それが持続性のある自律的發展につながるような構造的気風の改革の醸成を図ることが大切である。

(3) 従って、今次政策の重点は、次の4分野におくこととし、時代を先取りした経済構造改革を推進する包括的な政策とする。

#### ① IT革命の飛躍的推進

施設の充実、利用技能の普及、情報の中身の増強の三本柱を明確に打ち立てることによって、ITの自転的な発展を確実にする。

#### ② 循環型社会の構築など環境問題への対応

個別廃棄物の規制から前進、経済社会システムの転換と技術や施設の開発により環境産業、静脈産業の振興等を通じて経済性と倫理観に裏付けられた循環型社会を目指す。

#### ③ 活力に満ちた未来社会を目指す高齢化対策

高齢化社会にふさわしい社会条件を整え、高齢者が働くことを選べる社会と楽しく暮らせる社会の形成を目指す。

#### ④ 便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備

情報化、少子高齢化、グローバル化などの新しい文明条件の中で、便利で競争力があり暮らしに楽しさがある都市づくりを目指す。

(4) 政策の取りまとめに当たっては、未来社会実現の中での各施策の位置付けを明確にするなど、国民の理解と参加が得られるような説得性が重要である。このためにも政策の効果が国民の目にはっきり見えるよう各施策毎の目的と目標年次を極力明示し、集中的な実施が望まれる。

(5) 政策としては、以上の基本方針の下に、全体として事業規模11兆円程度の事業を早急に実施する。

また、事業の実施に当たっては、地域経済の動向にきめ細かく配慮するとともに、地方財政の極めて厳しい状況に鑑み、これに伴う地方負担に対しては、万全の地方財政措置を講じる。

なお、中長期的な経済財政運営の基本方針の検討に向けて、必要なデータの整備やマクロ経済モデルの作成等の準備を進める。